

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー1) 学部教育では、令和4年度新カリキュラムが始まる。4年間の看護師基礎教育で目指す看護師像と身に付ける能力(DP)に向けて新旧カリキュラムの教育を行う。また、新旧カリキュラムの移行期間に際し、単位未修得者への対応を含め、スムーズに移行できるようにする。
- アー2) 令和4年度の新カリキュラムマップやカリキュラムツリーについても周知・活用を進める。
- アー3) 新カリキュラムの評価方法について検討を行う。また、外部認証評価を通して、カリキュラムの評価や教育の改善を進める。
- アー4) 養護教諭(一種免許)養成課程について、オンライン学習ツールを利用し、Web上で学習が可能な環境を構築する。
- アー5) 養護教諭(一種免許)養成課程について、現在、3年次後期に実施している養護実習Iを、学校体験活動で代替することが、本学のカリキュラム上、可能か検討する。また、1単位10コマ2単位20コマで行っている教職課程の講義科目の開講コマ数について、大学設置基準の枠内での見直しについて検討する。
- アー6) 新型コロナウイルス感染防止の対策を講じたうえで、感染状況をみながら、可能な限り対面授業を行う。
- アー7) 看護教育におけるDXを進め、ICTやシミュレーター等を活用し、臨床に即したリアルな教育、アクティブラーニングを通して、学生の臨床判断能力を高める。さらに、臨地実習の準備性と実習の効果を高める。
- アー8) 各段階の実習についてどういう病院で実習させるとよいか、また、実習病院に求める看護の機能などを整理する等、実践能力向上のための実習施設との連携と指導体制の見直し強化を行う。
- イー1) 広域看護学コースでは、修了生にインタビュー調査、在学生には「卒業時到達度」調査にて結果を分析し、新カリキュラムが指定規則かつ修士課程保健師教育に基づいた内容に対応しているか評価検討を行う。
- イー2) 大学院助産学コースでは、令和4年度新カリキュラムの教育内容を実施する。コロナ禍において臨地経験の乏しい入学生が想定されるため、助産師教育へのスムーズな移行を図り、これまでの段階的OSCE(客観的臨床能力試験)の内容や方法を検討し修正する。学生の臨地実習経験を促進するために、これまで以上に各実習施設と連携して新型コロナウイルス感染防止対策を実施する。また、令和2年度修了生の活動状況調査を行う。
- イー3) 大学院NPコースでは、令和5年度からのNP教育カリキュラムの科目と内容、運営方法について見直し改善する。特定行為研修の講義や演習をe-ラーニングに変更し、特定行為実習では1行為5事例以上とする厚労省方針に適合するように実習施設を開拓する。在学中にNPの動機づけを向上させるために講義や実習で修了生などを活用する。卒業生や4年次生には地域枠特別選抜制度を広報し大学院への進学と県内就職を促進する。
- イー4) 大学院看護管理・リカレントコースでは、看護職の看護管理の実践力向上および研究力育成のために、県内の医療機関等への広報を行い、入学者を確保する。
- イー5) 講義だけではなく、説明会、報告会、審査会、発表会、会議等でもオンラインを活用する。
- ウー1) 大学院の定員が増えたため、大学院生室を整備する。

ウー 2) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策を継続する。

(2) 教育の実施体制

アー 1) 高大接続を推進するため、高校生・高校教諭等に対し、進学に関する情報提供・相談活動を行う。

アー 2) 教育効果の検証と改善として、2年次生と4年次生にカリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーの達成度アンケートを実施し、前年度と比較し評価する。また、新カリキュラムの評価時期と項目について検討、整備し、新カリキュラムの評価に備える。取組としては、4年間の看護技術習得度を評価し、基礎看護技術修得支援活動につなげる。看護実践力向上に関連する統合科目の実施を通して、知識と実践の統合能力を強化する。入学前教育の対象を推薦入試合格者から全合格者に広げた効果を検証し、大学入学後の学習がスムーズに進められるような改善につなげる。

アー 3) 本学入試の実績の分析と全国的動向に関する情報収集を行い、本学入試について必要な検討を進める。

アー 4) 入試にWeb出願方式を導入し円滑な運営に努める。

イー 1) 本学の教育理念と看護・看護学の魅力や将来性をホームページ、大学パンフレット、さまざまなポスターやチラシなどで社会に周知する。またフォーラムや公開講座・研修会などの地域活動を学内外で広範囲に実施し、学部及び大学院における看護教育の意義と魅力を発信する。

イー 2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、感染拡大防止に配慮し、かつ効果的な方法で7月にオープンキャンパスを開催する。開催日以降もオンラインでもオープンキャンパスの動画等を公開する。企画は教職員と学生で協働する。また、県内の高校へ教員を派遣する出前講義で看護学の魅力を伝え進学につなげる。

ウー 1) 学部生に大学院で学ぶことの魅力を伝える機会を設ける。

ウー 2) 大学院NPコースにおいて、履修環境向上のため、昼夜開講とオンラインでの双方向型の遠隔授業を行う。

エ) 大学院広域看護学コースの学生定員10名(5名増)に伴い、地域枠の設定、教員の指導体制、院生の教育・研究環境等について検討する。

(3) 学生への支援

アー 1) 学修支援の機能を多面的に行うことができる教務システムを活用する。

アー 2) e-ラーニングを活用しやすい環境の整備・運用を行う。活用状況等の評価により看護技術力向上のための自己学習教材としての適性を評価する。

イ) 年間模試計画の早期立案、実施、結果分析を行い、個別・少人数指導体制の整備、国試ガイダンスの充実、本学の国試結果および模試結果から得られた傾向の活用、学習環境の工夫などにより、学習への動機づけを高める。

ウー 1) 学生に学習支援のための教務システムの活用を周知する。また、新入生を対象に、学生ポータルサイトに面談カードを掲載し、学習に関する相談・支援を行う。

ウー 2) 1年次から3年次までの担任を複数とし、学生の生活や学習意欲向上に向けてきめ細かい支援を行う。また、学生の健康上の諸問題を、保健室看護師と学年担任、教務学生グループが連携して検討・支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対して、カウンセラーと精神科医によるカウンセリングおよびコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を強化する。

ウー 3) 学生同士または学生と教員が交流できる環境づくりのために、新入生オリエンテーシ

ョンを学内で実施する。また、教員及び1年次生から4年次生で構成するコンタクトグループの情報交換の場を適宜設ける。

ウー4) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度や奨学金等、現行制度の情報を発信する。

エー1) 2年次生、3年次生への看護職キャリアガイダンスを行い、県内に就職している卒業生や県内施設の現役の方々との交流を通して県内施設の魅力を伝え、進路選択に向けた活動の動機づけを図る。1年次生には大学ナビ講座を通して、キャリア形成についての意識を持たせるとともに県内施設についての魅力を伝えていく。

エー2) 卒業生、修了生と、本学のつながりを強化する場として、ホームカミングデイを活用する。

エー3) 3年次生には進路面接、4年次生には就職や進学の実験面接を行い進路に合わせた支援を行う。電子化した学生の進路状況を適宜把握し個別支援を行う。また、状況に応じて早めに相談等の対応を行う。卒業生にも県内施設への就職情報を提供し県内就職につなげる。

オ) 高等教育の就学支援制度及び支援制度の対象となる学生に加えて、対象とならない学生についても活用できる制度を通して支援を行う。

2 研究

(1) 研究の方向

ア) 教員の資質向上と研究の質的向上、科研費採択率の向上等を目指しFDを実施し、申請時のピアレビューを継続促進する。また、学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究、奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、学会等での研究発表を促進するために研究支援旅費や研究目的研修参加費の助成を行う。

イー1) 県内企業との共同研究や特許申請を推進する。

(2) 研究の実施体制

アー1) 各教員の研究アイデアを実現するためにFD/SD委員会主催の審査会を開催し、学内競争的研究費や研究支援旅費の活用を推進する。アニュアルミーティングを開催することで研究活動を強化する。また、科研費不採択課題に対して申請を促進する。

アー2) 本年度も引き続き公正推進協会のe-ラーニングプログラム教材APRINを導入し、新任教職員、新入学の大学院生の完全遂行を行う。また、研究実施後の報告書を提出してもらい、計画書申請以降の研究実施状況を把握する体制を導入する。

イー1) 第24回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。

イー2) 看護研究交流センターが発行する「看護科学研究」は、オープンエントリー、オープンアクセスを掲げるインターネットジャーナルである。本誌が優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう、広報活動に励む。また、独自ドメインを取得したHPを運営し、情報発信力を高めるとともに投稿者や読者の利便性を図る。前年度に引き続き、事務作業の見直しをはかり効率化に努める。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

アー1) 地域のニーズに応える活動について、公開講座の他、大学の行事や事業をマスメディア、大学HP、Facebook等により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。TVやラジオなどマスメディアを活用して、積極的に活動を公開する。

- アー 2) 自治体等と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、介護予防・生活習慣病予防活動、めじろん元気アップ体操の普及、県民を対象とした健康・体力チェック等に取り組む。
- イー 1) 看護研究交流センターにおいて、看護研究支援ガイドラインに基づき、講師の人選やペアリングを行い、各施設の支援モデルの到達目標の達成に向け支援を行う。
- イー 2) 大分県及び大分県看護協会が実施している看護研究に関する研修会等について確認、調整し、県内看護職員の質向上の支援を行う。
- ウー 1) 地域の看護職が求めている研修会の実施（主に看護協会実施）に際し、適切な講師の派遣や看護協会の事業に関する協力及び情報発信を行う。
- ウー 2) 令和4年度卒業生に対し就職前の看護技術教育支援を行う。
- エー 1) 大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動に多数の教員を派遣し、政策立案や推進等に貢献する。
- エー 2) 高等教育機関・地域・産業界の協働による地域課題解決等に向けて、おおいた地域連携プラットフォームに参画する。
- エー 3) 新型コロナウイルス感染症に関連する看護職派遣の応援要請に際し、在宅看護師（潜在看護師）への情報提供と再教育の実施を行い協力する。
- エー 4) 新型コロナウイルス感染症に対応する県や市への業務支援を積極的に行う。

(2) 国際交流の推進

- アー 1) 韓国の蔚山大学校医科大学看護課程との交流を深める。
- アー 2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、更なる相互交流の推進を目指す。
- アー 3) MOU締結校との相互交流を推進する
- イー 1) 第24回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。
- イー 2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れるための基盤づくりとして、本学の情報を英語版学外Webで発信する。
- イー 3) 海外の方に対して本学の魅力や情報を発信しPRを行うため、また、本学の学生や教職員が海外へ留学・進学する際などにも使用するために英文パンフレットを作成する。
- イー 4) 短期海外研修を希望する学部学生への支援体制を整備する。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア) 県内外の公共研究機関・企業等のニーズと大学教員のシーズのマッチングを図るため教員シーズ集へのアクセス法の検討やシーズ紹介を行い、外部との共同研究やもの作りを推進する。
- イ) 研究成果物や特許等の知財財産の仕組みについて教員や院生に説明会等を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- ア) 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、中・長期的な観点から「2030年に向けた本学の課題と解決策」の検討を行うなかで、令和3年度の検討結果に基づき、新設した研究室の円滑な運営を図ると共に、全学の合意を得ながら、退職教員のポストを効果的に活用する。

- イ) 機関別認証評価のための自己点検レポートや年報を活用して、各種委員会等の活動の評価と更なる見直しを適切に実施する。
- ウ) 社会や他大学の動向を視野に入れ、事務処理の負担と効率、職員の能力や個性を考慮して、組織の見直しを行う。

(2)開かれた大学運営

- アー 1) 社会の動向を把握し、学外理事及び経営審議会委員や学外の識者の意見を大学運営に活用する。
- アー 2) 本学教員を県内の自治体の各種審議会や委員会、国や学協会の委員に積極的に派遣して連携を図り、また県内の他大学とも連携を進め、大学運営に活かす。
- イ) 学生や卒業生、看護・保健医療福祉関係者、地域住民等からの意見も反映させ、開かれた大学運営を図る。卒業生、修了生を対象としたホームカミングデイ等を活用し、卒業生等からの意見を聴取する。実習施設の合同会議等で意見を伺い、教育の改善に活かす。

2 人事・労務管理の適正化

(1)人事・労務管理の適正化

- ア) エビデンスに基づいて、業務内容・人員配置を評価し、負担の平等化を図る。
- イー 1) 大学固有事務職員の人事評価を実施する。
- イー 2) 学生による教員評価アンケートの活用等、教員評価の見直しを継続するとともに、教員評価の結果の活用について検討する。
- ウ) 裁量労働制の評価・検証を進める。

(2)人材の育成

- アー 1) 新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、オンラインも含めた学内外の研修参加の促進や個別に研究室ごとによる人材育成を行う。
- アー 2) 教職員には、自身の教育・研究能力向上や大学組織運営のために、オンラインも含めた学内外の研修参加の促進のための補助を行い、他機関の研修募集案内をメールで周知し、積極的な参加を促す。
- アー 3) 科研費の採択を向上させる目的で科研費の研修会を実施する。
- イ) 大学固有職員の専門性を高めるような人材育成を行う。

(3)健康の保持増進

- アー 1) ウォーキングラリー等により、教職員の健康管理を推進する。
- アー 2) 学長や産業医などによる教職員への面談を希望に応じて随時行う。
- アー 3) 長時間労働による健康障害を防止するため、教職員の勤務時間の把握を継続する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1)自己収入の確保

- ア) 授業料の滞納を防止するために、納入の遅延が認められる学生や保護者に対しては、延納や分納の手続きによる無理のない納入計画を指導するとともに、必要に応じて学生や保護者との面談等を実施する。
- イー 1) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者に貸し出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

イー 2) 施設の貸出に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて貸出可能時期を適切に判断し、大学HPで積極的に情報発信することにより学外者の利便性を高め、収入の増加に繋げる。

(2) 外部資金の獲得

アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。

アー 2) 科学研究費補助金の説明会や研修会を開催する、レビュアー制度により助成申請の個別支援の強化を図る等、原則、科研費等の申請を全教員が行うことを念頭に、採択率向上のためのスキルアップ支援を行う。

アー 3) 事業の実施や教育環境の整備等に際しては、可能な限り利用可能な補助金等の活用を図る。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

アー 1) 電子データの活用によるコピーの削減、両面コピーの活用、ミスコピー用紙の再利用の徹底を教職員に呼びかけ、コスト意識の向上を図る。

アー 2) 執務環境の見直しを行い、不要な機器の統廃合や消耗品等の整理を行い、事務の効率化を図る。

イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電に取り組む。

イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。

ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。

ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

アー 1) 資金の管理・運営については、目的積立金を教育研究の質の向上を図るために積極的に活用するとともに余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。

アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。

イー 1) 県の計画的保全工事5ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

アー 1) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者に貸し出すことにより地域住民への貢献と資産の有効活用を図る。

アー 2) III-1-(1)-イー 2) と同じ（再掲）

施設の貸出に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて貸出可能時期を適切に判断し、大学HPで積極的に情報発信することにより学外者の利便性を高め、収入

の増加に繋げる。

イー1) 大分県立看護科学大学リポジトリの管理・運用を継続する。

イー2) I-2-(2)-イー2)と同じ(再掲)

看護研究交流センターが発行する「看護科学研究」は、オープンエントリー、オープンアクセスを掲げるインターネットジャーナルである。本誌が優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう、広報活動に励む。また、独自ドメインを取得したHPを運営し、情報発信力を高めるとともに投稿者や読者の利便性を図る。前年度に引き続き、事務作業の見直しをはかり効率化に努める。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

ア) 自己点検・評価委員会では、分掌事項に基づき内部質保証の充実を図る。必要なFD/SDの課題があれば、FD/SD委員会が中心となって研修活動を推進する。

イー1) 機関別認証評価を受審し、その結果を大学HPに公開する。

イー2) 年報を作成し、大学HPに公開する。

イー3) 自己点検・評価のよりよい推進のための研修に参加する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

アー1) 中期目標・中期計画、年度計画、年度毎の財務運営状況及び過去の大学機関別認証評価を大学HPで公開する。

アー2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学HPで公開する。

アー3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会の議事概要を大学HPで公開する。

イ) 大学の特色や、ディプロマ・ポリシー(教育理念)に基づいた様々な教育活動、教員の研究活動やその成果を大学HPに掲載する。また、大学の今を伝える様々な情報を、大学アルバムや公式Facebook等を活用して情報発信する。

ウー1) 大学HPやFacebookを活用し、大学イベントや学生のボランティア活動等の社会貢献活動について、各イベントや活動の価値・魅力を含め積極的に情報発信する。また、各種メディアも活用し、効果的な情報発信に努める。

ウー2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。また、令和3年度に作成したオンラインオープンキャンパス動画コンテンツを継続活用し、情報発信に役立てる。

ウー3) 後援会と協働し広報誌「風のひろば」を年2回発行し、同窓生や在校生の保護者、実習施設などに広く配布する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整理と活用

アー1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、電子媒体の活用に向けた基盤の整備を図る。

アー2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて検討し、推進する。メーリングリスト参加を呼びかけ、卒業生・修了生への広報活

動を行う。

イー 1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。

イー 2) 大分県施設整備課と協議しながら、省エネ仕様の照明器具を使用するなど環境に配慮した施設整備を行う。

ウー 1) Ⅲ-3-(1)-イー 1) と同じ (再掲)

県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

ウー 2) Ⅲ-3-(1)-イー 2) と同じ (再掲)

土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

2 大学の安全管理

(1) 大学の安全管理

アー 1) 「防災・業務継続計画(BCP)」(令和2年3月11日策定)に基づき、教職員に周知するとともに具体的な危機管理体制の点検・評価・見直しを行う。

アー 2) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけなどの注意喚起を行う。

アー 3) 衛生委員会において、職場巡視を定期的に行い、地震時における本棚等の転倒防止等を図る。

アー 4) 新型コロナウイルス感染防止のための迅速な組織運営を図るため、役割分担の明確化、マニュアルの改善を加え、学生及び教職員のさらなる安全管理意識を強化する。

イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。

イー 2) 学生の海外渡航について、国の渡航情報など新型コロナウイルス感染症対策に関するの情報提供を行う。海外渡航が通常にできるようになった際は、事前に大学に届出を提出させ、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促すなど、学生の安全確保を指導する。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

アー 1) 人権意識の高揚のため教職員向けの研修を実施する。

アー 2) 外部の専門家を構成員に含めたハラスメント防止・対策委員会を定期的を開催することでハラスメント対策について検討を進める。

アー 3) 年度当初のオリエンテーション、メール、大学HP、掲示、学生便覧などを用い、ハラスメント相談事業について定期的周知活動を行うとともに教職員向けハラスメント研修を実施する。

イ) 講義や実習・研修等を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

ア) 情報セキュリティ対策を実施し、必要に応じ、その改善に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

Ⅷ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

Ⅸ Ⅷに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときには、その計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅺ 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 空調機GHP整備工事	4,821	施設整備費補助金
(2) 中央監視装置更新工事	66,547	施設整備費補助金
(3) 冷温水発生機・冷却塔更新工事 (債務 2/2年目)	99,768	施設整備費補助金
計	171,136	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実
- イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

令和4年度	看護学部	320人
	看護学研究科	81人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む)

令和4年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	575,131
施設整備費補助金	171,136
自己収入	
授業料及び入学検定料収入	258,012
雑収入	10,444
受託研究等収入	4,412
目的積立金	19,470
寄付金	600
計	1,039,205
支出	
業務費	
教育研究経費	165,969
人件費	613,467
一般管理費	259,769
受託研究等経費	—
計	1,039,205

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費600千円が含まれている。

2 収支計画

令和4年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	1,049,006
業務費	779,436
教育研究経費	165,969
受託研究等経費	—
人件費	613,467
一般管理費	259,769
雑損	—
減価償却費	9,801
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	1,049,006
運営費交付金収益	575,131
授業料等収益	258,012
受託研究等収益	4,412
寄付金収益	600
施設費等収益	171,136
雑益	10,444
目的積立金収益	19,470
資産見返負債戻入	9,801
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

令和4年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,039,205
業務活動による支出	1,039,205
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	1,039,205
業務活動による収入	1,039,205
運営費交付金による収入	575,131
授業料及び入学検定料等による収入	258,012
受託研究等による収入	4,412
その他の収入	201,650
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—